

福岡市社会福祉協議会における 死後事務委任契約の活用

谷 口 聡

Application of Mandate of Affairs after Death of Mandator by the Social Welfare Council in Fukuoka City

Satoshi TANIGUCHI

要 旨

わが国は超高齢社会となった。現代は「無縁社会」などとも呼ばれ、高齢者が孤立する状況なども生じている。このような社会では、故人の意思を実現するための様々な法律と法理論の整備が必要である。わが国には従来から「遺言制度」が存在しており、故人の遺志のほとんどは「遺言制度」によって実現されると考えられてきた。しかし、高齢者のニーズが多様化する現在、「遺言制度」のみでは、必ずしも十分とは言えない状況となっている。

最高裁判所は平成4年（1992年）に、「死後事務委任契約」を認める判決を下した。これは、「契約法理」によって故人の意思の実現を図ることを可能とするものである。しかし、学説の中には、これを「遺言制度」の脱法行為であると批判する見解も存在する。

このような状況において、実務においては、公的団体である福岡市社会福祉協議会が高齢者を対象とした「死後事務」を実施する「死後事務委任契約」を根拠としたサービスの提供を行っている。この事業を始めてからこれまでのところ法的なトラブルは生じていないとのことである。このような実務における福岡市社会福祉協議会の先進的な取組みの成功は、学問研究の領域にも一石を投じるものとの考えられる。

本稿では、福岡市社会福祉協議会へのこの事業に関するヒアリング調査の結果を整理し、検討を行った。

Abstract

Nowadays, Japan is a super aging society. Today's Japanese society called as "indifferent society" causes isolation of aged people and less connections between people. In such a society,

various laws and legal theories are necessary to realize the will of the deceased. Traditionally, Japan had the will system and the will of the deceased were mostly realized. But the needs of aged people get diversified and the existing legal system of the wills is not always sufficient.

In 1992, the Supreme Court in Japan gave a decision recognizing the mandate of affairs after death of the mandator, which allows realization of the will of the deceased based on the “theory of contract law”. However, some theorists criticize this contract theory as circumvention of the will system.

Under these circumstances, the Social Welfare Council in Fukuoka City is providing aged people with the practical service of the “affairs after death” based on the “mandate of affair after death of mandator”. And no legal trouble has been reported since starting of this service. The success of the advanced efforts at practical level by the Social Welfare Council in Fukuoka City may cause a stir in academic researches of the legal theory.

In this study, the author marshals and examines the results of the hearing survey to the Social Welfare Council in Fukuoka City.

I はじめに

わが国は超高齢社会となった。近年は高齢者について、「孤独死」「無縁社会」などというキーワードに代表されるような社会状況となっており、高齢者が孤独な死を迎える場合も少なくない状況と言える。ところで、人が死亡した場合、様々な事務処理の必要が生じる。最も主要な問題は、その人が残した財産などをどのように扱うべきかという問題かもしれない。しかし、問題はそのことにとどまらず、葬儀や埋葬をどうするのか、関係官庁への諸書類の届け出はどうするのか、それ以外の関係各所への届出や精算はどうするのかといった様々な問題が発生する。いわゆる「死後事務」と言われる問題である。

残余財産の処分に関しては、わが国には「遺言制度」が存在している。また、近年は、最高裁判所が認めた法理論により、「死後事務委任契約」という委任契約の形態をとって、その契約の効力として、故人の死後の事務の処理に関する遺志の実現を図る方法も注目されている。最高裁判所の判決が認めた法理論に関しては、理論的批判もある一方で、「死後事務委任契約」の活用が、高齢者福祉の現場では始まっている。

福岡市社会福祉協議会（以下「福岡市社協」という。）は、「ずーっとあんしん安らか事業」という高齢者向けのサービスの提供を福岡市民に対して実施している。この事業は、主に高齢者の様々な死後の事務の処理について、予め受け取っている預託金の範囲で、サービスを提供するものである。原則的には、遺言の作成ではなく、「契約書」を作成してその効力として、利用者の死後にサービスが実施されるスキームとなっている。

筆者は、福岡市社協の実施する右事業について、2回にわたってヒアリング調査を実施した。本稿は、その結果を整理したうえで、検討を行うものである。

Ⅱ 問題の所在と本稿の目的

後述のとおり、最高裁判所は平成4年の判決で、委任者の死後も委任契約を維持する趣旨の契約は有効であるとして、「契約」による故人の生前意思の実現を一部について認めた。しかし、「死後事務委任契約」については、法律条文上の根拠は存在していない。加えて、わが国には、従来から「遺言制度」が存在しているのであるから、これによって故人の生前の意思の実現は図られるものであり、遺言制度を没却するような「死後事務委任契約」は認めるべきではないとの法理論的見地からの批判も存在している。

そのような、法理論的議論の状況において、高齢者福祉の現場で「死後事務委任契約」を積極的に活用しているところがあることを筆者は知ることができた。公益団体にして、社会福祉法人である福岡市社会福祉協議会と、足立区社会福祉協議会（東京）、府中市社会福祉協議会（東京）である。このうち、足立区社会福祉協議会の取組みに関してはすでに調査をして論稿を発表する機会を得た⁽¹⁾。府中市社会福祉協議会の取組みは足立区社協とほぼ同様である。足立区社協と府中市社協では、死後事務委任契約を活用したサービスを提供しているが、その内容は、第一に、公正証書遺言を作成することが前提であり、公正証書遺言では実現不可能な、すなわち、法定遺言事項ではない付言事項についてのみ死後事務委任契約を活用するというものである。

これに対して、福岡市社協の「ずーっとあんしん安らか事業」は、原則として、「死後事務委任契約」について「契約書」（公正証書ではない）を作成して、これを法的根拠として、死後事務のサービスを実施するという非常に画期的かつ先進的な取組みである。おそらくは、全国における高齢者福祉に取り組む公的団体として、非常に先進的な事業であり、大いに注目すべき事業である。

本稿では、このように非常に画期的かつ先進的な事業を展開している福岡市社協の取組みを紙幅の範囲で可能な限り詳細に紹介させていただき、検討を加えることを目的としている。

Ⅲ 最高裁判所平成4年9月22日判決をめぐる議論の概略と学説の到達点

民法653条1号によれば、委任契約は「委任者又は受任者の死亡」により「終了する」と規定されている。したがって、委任者が死亡してもなお委任契約の効力が有効であるとする契約は認められるべきかという議論は、現行民法典立法当初から存在した。この議論の論点は大きく3つに大別できる。一つは、民法653条は強行規定か任意規定かという問題であり、強行規定であると解する場合には、「死後事務委任契約」は認められないということになる。二つ目は、任意

規定であると解したとしても、委任者を相続した者に委任契約両当事者に認められる民法651条を根拠とした無理由解除権の行使が認められる場合には、やはり、委任契約の効力を維持することが困難な場合が考えられる。第三には、契約法理によって故人の意思を実現するということは遺言制度の脱法行為であるから認められないという批判とどのように向き合うべきかという問題である。これらの議論は、立法当初から学説・判例の論点であったが、最判平成4年9月22日（金法1358号55頁）は、民法653条1号の規定は任意規定であり、「死後事務委任契約」が認められるとする判決を下した。この判例をめぐって、議論がさらに活性化し、この判例に対する判例評釈は非常に多くのが発表された。このような経緯について、すでに筆者は少なからぬ論稿⁽²⁾を発表する機会を得てきており、また、学会報告⁽³⁾の機会も頂戴した。

現在の学説の到達点は、結局、どのような範囲で「死後事務委任契約」の効力を認めるべきかという議論に移行したように感じられる。ただし、学説の中には、現在でも、遺言制度を重視する立場から、「死後事務委任契約」の効力の範囲を狭めて解釈しようとする見解も少なからず存在している。

したがって、本稿で以下において採り上げる福岡市社協の「ずーっとあんしん安らか事業」は、公的団体が現に実施している「死後事務委任契約」を中心としたサービス事業として大いに注目されるべきものである。

IV 福岡市社会福祉協議会へのヒアリング調査の内容

1 実施状況と本稿における編集方法

福岡市社会福祉協議会へのヒアリング調査は、2回わたり実施した。1回目は2019年3月20日（水）12：30～13：30に福岡市中央区の福岡市社会福祉協議会4階会議室において、2回目は2019年5月17日（金）13：00～14：00同所において、それぞれ実施した。ヒアリング調査にご対応いただいたのは、福岡市社会福祉協議会終活サポートセンター所長の栗田将行氏であった。

なお、本稿では以下に資料の提示をおこなっている。

《資料A》「福岡市社会福祉協議会終活サポートセンター・パンフレット」

《資料B》「ずーっとあんしん安らか事業・パンフレット」

《資料C》「ずーっとあんしん安らか事業・契約書」

《資料D》「ずーっとあんしん安らか事業・重要事項説明書」である。

筆者は、ヒアリング調査の実施に当たり、先ず、ウェブサイト⁽⁴⁾から《資料B》を入手した。また、第1回目のヒアリング調査において、終活サポートセンター所長の栗田氏から、《資料C》と《資料C》に添付されていた《資料D》、また、これら以外にも、職員向けの資料である「ずーっとあんしん安らか事業・実施要綱」と栗田氏などの職員が福岡市社会福祉協の本事業などの説明会

などで使用するプロジェクター映写用データを印刷したものなどを頂戴した。さらに、第2回目のヒアリング調査で、《資料A》を頂戴した。

本稿では、これら資料を適宜、引用しながら、論稿を進めていくこととする。

なお、本章3の項目では、「◆質問」【回答】【再質問】【再回答】などのように、質疑応答形式で原稿を整理している。これは2回に及ぶヒアリング調査の結果を整理して、編集した形のものであって、実際の対話そのものを原稿の形にしたものではないので、十分にご留意を賜りたい。

2 ヒアリング調査に関連する資料

《資料A》

くまのコールは
あせらず、ゆくり、じょうりふ。

福岡100

社会福祉法人
福岡市社会福祉協議会
〒810-0062 福岡市中央区荒戸3-3-39 ふくふくプラザ4F

終活サポートセンター
☎ 092-720-5356
☎ 092-751-1509
【受付時間】月～金(土日・年末年始を除く) 9:00～17:00

上かトピア通り
福岡市中央区荒戸交差点
西公園
当仁小中学校
当仁小中学校交差点
福岡市社会福祉協議会
福岡市中央区荒戸交差点
西公園
大塚公園
大塚公園
明徳通り

市営地下鉄・空港線
● 西公園駅4号出口 徒歩約7分
● 西公園駅 徒歩約10分

路線バス
● 西公園駅前バス停 すぐ
● 西公園バス停 徒歩約5分
● 西公園バス停 徒歩約7分
● 西公園駅前バス停 徒歩約10分

わたしたち「終活サポートセンター」は、
市内にお住まいの高齢者やそのご家族などを対象に
終活に関するご相談を受け、さまざまな情報提供を行うことを目的として
福岡市社会福祉協議会の中に生まれたセンターです。
みなさまが「人生の仕舞いかた」を考える、備える、決めていく時に
きっとお役に立てると信じています。

心
を
わ
ら
せ
た
ら
い
し
ら
か
い
ま
し
ま
す

福岡市社会福祉協議会

《資料B》

出張相談窓口

福岡市内のふれあいサロンや地域カフェ、住居福祉講座、ミニ集会など、みなさまがお集まりの場面で、終活に関するセミナーを実施します。

講座内容のテーマ(例)

- ためになる「終活」のイロハ
- 葬儀や納骨の準備のしかた
- 相続で「争族」にならないための基礎知識
- 尊厳死や医療同意をする時の注意点
- 社会にできること、避せるもの

所要時間……1時間程度(目安です※相談可能)

費用……無料

◎まずはお電話・ファックスで当センターにご連絡ください。

サポーター事業(死後事務事業)

サービス内容

あらかじめ預託金をお預かりして、契約した方が亡くなった時に、お預かりした金額内での葬儀・納骨・公共料金などの清算や家財の処分を行います。

費用

入会金 15,000円(税込) 年会費 10,000円(税込)
 預託金 500,000円～※途中解約の場合、預託金のみ返します。

サービス内容

毎月の利用料をお支払いいただくことで、契約した方が亡くなった時に、ご契約内容の葬儀(埋葬※)・納骨・役所の手続きや家財の処分などを行います。

※通夜・告別式を行わず、24時間ご遺体を安置後、火葬する形式となります。

費用

毎月の利用料 3,000円～7,500円(お申込み時の年齢などで変わります)
 ※途中解約の場合、返金はできません。

◎お申込みの際それぞれ条件があります。詳しくは当センターにお問い合わせください。

出張相談窓口

福岡市内のふれあいサロンや地域カフェなどのスペース内に相談コーナーを設け、相談員が個別相談に応じています。終活出前講座と併せて実施することも可能です。

費用……無料

◎まずはお電話・ファックスで当センターにご連絡ください。




終活相談窓口

終活に関する様々なご相談を受け、役に立つ情報の提供などを行います。さらに、総合的なご相談や法律関係のご相談については予約制で対応いたします。

センター開所日時……月～金 9時～17時(祝日・年末年始を除く)

予約制専門相談……第1・3・5水曜日 <総合相談> 終活アドバイザー
 第2・4水曜日 <専門相談> 弁護士

13時～16時 定員3名(予約) ※1人あたり約1時間

費用……無料

事業・サービス紹介

- 死後事務委任
ずとあんしん安らか事業
やすらからバック事業 など
- 社会参加・貢献
ボランティアセンター など
- 断捨離
家財処分業者・自費ヘルパー など
- 介護
介護予防事業・介護保険サービス
生活支援サービス など
- 権利擁護
日常生活自立支援事業
成年後見制度 など
- 相続
遺言作成・遺贈・空を葬活用 など
- 終末期医療
医療同意・緩和ケア など

相談例

- 頼れる親族がいないから自分に何かあった時心配
- 健康維持や仲間づくりのために何かできることはないか

◎まずはお電話・ファックスで当センターにご連絡ください。

《資料C》「ずーっとあんしん安らか事業・契約書」（抜粋）

ずーっとあんしん安らか事業 契約書

利用者（以下「甲」とする。）と社会福祉法人福岡市社会福祉協議会（以下「乙」とする。）は、次のとおり契約を締結します。

（目的）

第1条 乙は、ずーっとあんしん安らか事業（以下「本事業」という。）によるサービスを甲に対して実施することで、甲が心豊かで安心できる暮らしを継続できることを目指します。

（用語の定義）

第2条 契約書における用語の定義は、次のとおりとします。

（1）引渡人 法定相続人またはこれに準じる者であって、甲の死亡時に所要の処理の全部又は一部を引き受ける者

（事業内容）

第3条 乙は、本契約締結後、支援計画を作成し、計画に基づいて甲に対して次の各号に掲げるサービスを実施します。ただし、乙が甲の成年後見人、保佐人又は補助人である場合には、預託金によるサービスのみを実施します。

（1）預託金によるサービス

（2）定期連絡のサービス

（3）希望に基づいて提供するサービス

（預託金によるサービス）

第4条 乙は、甲が乙に預託する金銭により、次の各号に掲げるサービスを実施し、その詳細は、重要事項説明書に定めます。

（1）死後事務

① 葬儀の実施

② 必要経費等の支払い

③ 行政官庁等への諸届け

（2）残存家財処分

<第5条、6条、7条、8条は省略>

（入会金、年会費、預託金及びサービス料金）

第9条 本事業の入会金、年会費、預託金及びサービス料金は、全て甲が負担するものとし、詳細は重要事項説明書に定めます。ただし、乙が甲の成年後見人、保佐人又は補助人である

場合は、甲は、預託金のみを負担するものとします。

(利用の申込み)

第10条 本事業の利用の申込みに際し、甲は乙に対してサービス利用申込書を提出します。

2 甲は、本事業契約時に乙に対して次の各号に掲げる事項を届け出るものとします。

届出事項に変更があったときも同様とします。

(1) 引渡人

(2) 財産管理を第三者に委任している場合は、その受任者

(3) 成年後見人、保佐人、補助人又は任意後見受任者

(4) 遺言執行者

(5) 撤去、処分を委託する財産

3 甲に子がいる場合は、全ての子から本事業の利用に関する同意書を甲より乙へ提出します。ただし、同意書を得ることが困難な場合は、長期にわたり子と没交渉であることを明記した申告書を、甲より乙へ届け出ることとします。

<第11条省略>

(引渡人の同意)

第12条 本契約の締結に当たり、甲は、引渡人を指定しなければなりません。

引渡人となりうる親族が複数存在するまたはいない場合は、遺言公正証書により遺言執行者を定めておかなければなりません。ただし、乙が甲の成年後見人、保佐人又は補助人である場合は、甲は、引渡人を指定する必要はありません。この場合、乙の責任において甲の法定相続人への財産の引渡又は相続財産管理人選任の申立てを行います。

2 本契約締結時に引渡人となる者は、乙に対して甲の引渡人となることを承諾する書面を提出しなければなりません。

<第13条、14条、15条、16条省略>

(契約の終了)

第17条 本契約は、甲の申し出によって終了しますが、次の各号の要件の何れかに該当することとなったときも、終了するものとします。

(1) 甲の成年後見人、保佐人若しくは補助人が選任され、又は任意後見契約が開始されて、成年後見人等が解約を申し出たとき。

(2) 福岡市外に転居又は、福岡市外の施設に入所したとき。

(3) 生活保護の受給者となったとき。

<第18条、19条、20条、21条、22条省略>

以上のことに同意した上で、この契約が成立したことを明らかにしておくため、この契約書を2通作成し、甲及び乙のそれぞれが1通ずつ保管します。

平成 年 月 日

(甲)

住所

氏名

印

(乙)

住所 福岡市中央区

名称 社会福祉法人 福岡市社会福祉協議会

会長

印

電話番号

《資料D》

ずーっとあんしん安らか事業重要事項説明書

第1. 事業主体概要

名称・主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先		
名 称	法人等の種類	社会福祉法人
	(ふりがな)	ふくおかししゃかいふくしきょうぎかい 福岡市社会福祉協議会
主たる事務所の所在地	〒810-0062	福岡市中央区荒戸3-3-39 福岡市市民福祉プラザ3階
	電話番号	(代)092-751-1121 (直)092-720-5356
連 絡 先	FAX番号	092-751-1524
	メールアドレス	chiiki@fukuoka-shakyo.or.jp
	ホームページアドレス	http://www.fukuoka-shakyo.or.jp
	氏名	谷川 浩道
代表者の氏名及び職名	職名	会 長
	設立年月日	昭和40年4月1日
主な事業	社会福祉法に基づく社会福祉事業全般	

第2. サービスの内容

1. 預託金によるサービス(基本サービス)

(1) 契約時の「支援計画書」に基づき、葬儀・火葬・納骨までを行います。

・病院等からの緊急連絡を受けること	
・病室の引き払い、片づけ	
・葬儀社へのご遺体引取りの手配	
・葬儀社との葬儀打ち合わせ	香典、会葬御礼の收受はしません。
・引渡人等関係者への連絡	事前にリスト等が必要です。
・葬儀の実施、火葬料、葬儀費用の支払	
・火葬・収骨立会い	
・埋葬(納骨・散骨)等の実施	
・その他必要な手続	

(2) 死後の事務手続を行います。

ア 官公庁等での手続

・住基カードの返却	
・印鑑登録証の返却	
・国民健康保険等の資格の抹消手続(火葬料の請求手続を含む)	
・介護保険資格の抹消手続	
・被爆者手帳、障害者手帳の返却(火葬料の請求手続を含む)	
・各種年金等の資格の抹消手続	
・高齢者乗車券の返却	
・シルバー手帳の返却	
・運転免許証の返却	
・その他必要な手続	

イ 公共サービスに関する手続

・電気、ガス、水道の解約、精算	
・固定電話、携帯電話、新聞、NHK、インターネットの解約・精算	
・郵便物の転送手続	
・その他必要な手続	

ウ 賃貸住宅(入所施設を含む)に関する手続

・住宅管理会社(施設管理者)への退去の連絡及び手続	
・家財処分の手配	
・家財処分の際に出た貴重品、金員の受取り	
・敷金等の精算手続	
・鍵の返還、住宅の明渡し	
・その他必要な手続	

エ その他

・SNS、メールアカウントの削除	
・火災保険、傷害保険等の死亡通知(解約手続は除く)	
・最終入院時の入院費の精算	
・死後事務に必要な郵便物の受取り及び転送先引受け	
・その他必要な手続	

※留意事項

- ・家財処分見積額を除いた預託金の1割を執行費用として福岡市社協が受領し、預託金のうち家財処分見積額相当額を家財処分業者に支払います。
- ・また、上記のサービスを行うに際して、実費(郵送料、運賃・交通費等)が発生した場合も、執行費用を除く預託金をこれに充て、残余の預託金は引渡人又は遺言執行者に返還します。
- ・特殊な事情により、預託金に不足が生じた場合は、引渡人又は遺言執行者に支払を依頼することがあります。
- ・生命保険の解約・銀行口座の凍結などの金融財産に関する手続はできません。
- ・公的年金の過払金の受取・未払金の支払、国民健康保険の火葬料の受取、医療保険、介護保険の未払金、過払金の收受は、引渡人又は遺言執行者に引継ぎます。
- ・預託金によるサービスを実施せずに契約が終了した場合は、契約者(契約者死亡の場合は引渡人又は相続人)に、預託金を返還します。

3 ヒアリング調査の内容と結果

◆質問1 福岡市社協の「ずーっとあんしん安らか事業」は何時からどのような経緯で始められたものでしょうか？

【回答】

スタートしたのは、平成23年（2011年）の6月です。

ただし、前身となる事業があり、平成15年（2003年）に「高齢者民間賃貸住宅入居支援事業」から「死後事務」に係る事業を実施してきました。

これは、行政からの補助事業であり、行政の住宅部局からの補助で実施してきました。つまり、賃借人のための事業ではなく、大家（賃貸人）のための事業として始まっています。家主になると、高齢者に賃貸する場合、死後の家財処分であるとか、孤独死が困るといふ事情があるので、大家さんにこの事業を活用して、高齢者の入居を促すことが目的でした。

しかし、この事業を利用する大家さんはさほど現れず、この事業の目的は達成できたとはいえない状況でしたが、一方で、アパート入居者、一戸建て居住者や施設入居者に関係なく、「死後事務」に関するニーズが一定程度存在することが把握できました。そこで、高齢者の支援事業に特化した形で福岡市社会福祉協議会の独自事業として「ずーっとあんしん安らか事業」を開始しました。

◆質問2 この事業のサービスを利用できる「対象者」について教えてください。

【回答】

この事業の「対象者」につきましては、「ずーっとあんしん安らか事業・実施要綱」の「第14条」に以下のように規定しています。

ずーっとあんしん安らか事業 実施要綱

(対象者)

第14条 本事業の対象者は、福岡市内に居住する70歳以上の高齢者で、次の各号で定める条件をすべて満たすと審査会が認めたものとする。

- (1) 単身世帯または同居者がすべて70歳以上の親族のみで構成される世帯であること。
- (2) 明確な契約能力を有すること。
- (3) 原則として子がいないこと。
- (4) 生活保護を受給していないこと。
- (5) 紛争性がないこと。

2 前項に関わらず、特別の事由により審査会が認めた場合は対象者とする。

上記第14条には対象者として「70歳以上」とありますが、これは従来75歳以上であった要件をさらに緩和したものです。また、第1項第3号に「原則として子がいないこと」とありますが、

「原則として」ということであり、「例外」を認めています。子がいても没交渉であったりした場合には、例外として、「対象者」として認められる場合もあります。

【再質問】一つ目として、この「実施要綱」というものは、福岡市社協の職員の職務上の規定と言う理解でよろしいでしょうか？ また、第二に、第1項第2項で言う「契約能力」とは具体的にどのような判断能力を意味しているのでしょうか？

【再回答】

第一の点ですが、「実施要綱」は、福岡市社協内部に対してのルールを定めたものです。内部の資料と言うことになります。

第二の点についてですが、これは民法上の「意思能力」を指しています。より具体的には、「認知症診断を受けていない方」を指しています。何度も面談を繰り返す中で、問題ないと判断した場合には契約に及ぶということになります。

◆質問3 事業のサービス内容は、「葬儀・納骨」「公共料金等の精算」「残存家財処分」といったところでしょうか？

【回答】 それらに加えて、「入退院支援」、「書類預かり」、などのサービスも受けられます。

◆質問4 この事業のサービスを受けるためには、「死後事務委任契約」を締結するということですが、その締結には、『ずっとあんしん安らか事業 契約書』を取り交わすということでしょうか？

【回答】 はい、この契約書を取り交わします。

◆質問5 「契約書」の第17条の1号から3号に「契約の終了」事由が規定されています。この事由の中に、「契約の目的が達成された場合」、すなわち、利用者がお亡くなりになって、「死後事務が完了したこと」が記載されていないのですが・・・？

【回答】 もちろん、利用者の方がお亡くなりになり、契約に基づいて「死後事務が完了」すれば、契約は終了となります。

◆質問6 本事業の契約について、「撤回権」は両当事者にあるようですが、契約の一部を変更したいなどの希望が出されたことは過去にありましたでしょうか？ また、その場合には、どのように対応するのでしょうか？

【回答】 過去において、契約締結後に契約内容の変更の申し出がなされたことはありました。例えば、指定納骨先や預託金額の変更などです。この場合、死後事務の実施に問題がなければ対応します。

◆質問7 パンフレットによると、「引渡人」（死亡時に、所要の事務を引き受ける者）がいる場合には、その者の承諾を得るだけでよいが、いない場合には、「公正証書遺言」を作成するということですが、これについてご説明をいただければと存じます。

【回答】

「引渡人」がいる場合でも、指定したくない方は、公正証書遺言の作成が必要となります。その場合、遺言執行者を立てることになり、家財処分等で出てきた財産は遺言執行者に引き渡すこととなります。遺言執行者は、利用者が指定した先（ユニセフであるとか、国境なき医師団など）に遺贈することとなります。私どもとしては、利用者の残存財産の行く先がなくならないように、との意図で、そのような制度としています。

【再質問】

「引渡人」がいるケースといないケースの割合はどの程度でしょうか？

【再回答】

おおよそ半分半分くらいです。

◆質問8 確認を含めてですが、基本的に、あるいは、原則的に、この事業のサービスは、「死後事務委任契約」の効力として実施されるものであり、「公正証書遺言」の作成による効力として実施されるものではないという理解でよろしいでしょうか？

【回答】

そのとおりです。私どもと利用者の方は、公正証書ではない「契約書」を取り交わし、その契約の効力に基づいて、サービスは実施されるものです。

【再質問】

東京の足立区社会福祉協議会や府中市社会福祉協議会でも「死後事務」に関するサービス事業は実施しているが、それらのサービスについては、第一に「公正証書遺言」を作成して、法定遺言事項はその遺言の効力として実施され、第二に、遺言では実現不可能な事項は「付言事項」に記載の上で、「死後事務委任契約」を締結して、その契約の効力として実施するというものである。今のお話では、それら足立区社協さんや府中市社協さんとは「死後事務」の実施の法的根拠が基本的に異なっているということよろしいでしょうか？

【再回答】

そういうことになるかと思います。

◆質問9 現在までのこの事業の利用者の人数はどれくらいになるでしょうか？

【回答】

契約者数は約100名です。今まで御見送りしたケースが40～45件くらいです。中には、親族

が面倒をみてくれることになったので、といったような円満な解約事例もあります。

◆質問10 「死後事務委任契約」を認めた判例である最判平成4年9月22日(金法1358号55頁)というのは、この事業を実施するに際して、何らかの影響を与えているのでしょうか。

【回答】

法律の条文(民法653条1号)上は、委任者の死亡により委任契約は終了するとなっているところ、最判平成4年は、委任者が死亡しても有効とする契約を認めています。私どもは、この判例とその後の裁判例を根拠として、この事業を実施しています。

◆質問11 この事業を実施されてこられた中で、何かトラブルはあったでしょうか？

【回答】

無いです。「死後事務委任契約」の有効性自体を争うようなトラブルは今のところありません。本人の希望に従って、直葬をしようとしたところ、親族である甥・姪らが出てきて、金銭の負担をするので、葬儀は自分たちでやらせて欲しいということは一度ありました。結果として、親族に葬儀を任せることとなり、その他の死後事務は私どもがする、といった役割分担をしたことはありました。

【再質問】

それ以外のトラブルは無かったのでしょうか？ 実際には、順調に運営されていることでしょうか？

【再回答】

はい、順調に事業を実施しております。

◆質問12 このような事業は普及を図るべきであるとお考えでしょうか？

【回答】

この事業のようなニーズは増え続けると思われます。その場合、それを実施する民間団体などもあるであろうが、契約期間が長期に及ぶという特徴があるため、利用者としても社会福祉協議会のような公的団体がこのような事業を実施していくことが望ましいと考えているのではないのでしょうか。

◆質問13 このような事業はかなり先進的かつ画期的なものであると思いますが、福岡市社協としては、そのような自負はございますか？

【回答】

今後は、契約者約100人の横の繋がりが図れるような取り組みを実施できればよいと思います。

◆質問14 この事業に関する今後の課題などはどのようにお考えでしょうか？

【回答】

実務上の課題としては、365日、24時間対応になるので、現場の職員としてはハードな労働を強いられているという点は課題と考えています。

◆質問15 充実した高齢者福祉というものは、どのような地域においても実施されることが理想的ではありますが、一般論として、常に、財源が問題となります。福岡市社協はこのような「ずーっとあんしん安らか事業」を実施するなど、画期的な取組みをなさっておられます。そこで、初歩的な質問となりますが、一般論としてということでもよろしいのですが、「社会福祉協議会」の「財源」のことについてお聞かせいただけますでしょうか？

【回答】

全国の社会福祉協議会は、「制度事業」をやっているところと、「地域福祉活動」を中心にやっているところがあります。私も福岡市社協は後者になります。その場合の財源は、主に市区町村といった行政からの「補助金」や「委託料」ということになります。このうち「補助金」の方が使用の自由度が高いと言えます。また、これと併せて、自主財源として、「遺贈」や「寄附」などを受けて、様々な事業への展開を図っています。例えば、「ずーっとあんしん安らか事業」の利用者は、身寄りのない方が多いのですが、お亡くなりになる場合にその財産を私どもの社協に遺贈という形で少なからぬ財産をいただくこともあり、事業財源として活用させていただいているケースもあります。

V 総合的検討と結語

本稿の締め括りとして、総合的検討を行い、結語を述べさせていただくこととしたい。

まず、福岡市社協の「ずーっとあんしん安らか事業」の内容の概略から整理する。この事業は、高齢者を対象として、「死後事務委任契約」を締結して、預かった預託金の範囲で葬儀埋葬、家財処分、官公庁並びに各機関への届け出と精算などの「死後事務」を実施するものである。残余財産の引受人がない場合には、公正証書遺言を作成することになるが、原則としては、あくまで、契約の効力として、死後事務を実施するという点が際立って特徴的なところである。また、この事業は実施されてから15年程度経過しているが、福岡市社協と利用者の相続人との間のトラブルはほとんど存在していない点も大いに注目すべきである。相続人の方からより高額な葬儀を希望された事例が1件あるくらいであり、それ以外の問題はないということであった。

この事業の前身は、高齢者の入居を促進することを目的としたアパートの賃貸人の支援事業であったが、その事業から独立して「ずーっとあんしん安らか事業」が発足したとされる。また、

現在でもそのようなアパートの賃貸人支援は別の事業として実施されており、「死後事務委任契約」という「死後事務」サービス単体ではなく、複合的なサービス事業の展開を図って地域社会全体の高齢者福祉向上のスパイラルを引き起こすことが目的である。

さて、判例法理として「死後事務委任契約」には、少なからず、理論的問題点が残されている。特に、議論の根底にあるのは、「遺言制度」を没却してしまうほどの範囲で「死後事務委任契約」を認めることはできないという批判であり、「契約法理」として、故人の意思を実現することを原則として否定すべきとの立場とみられる。

このような状況下において、本稿で紹介し、検討を行った福岡市社協の「ずーっとあんしん安らか事業」の成功は、法理論の領域にも一石を投じるものと考えたい。もちろん、故人の生前意思の実現が「契約法理」で行われていることが成功しているという既成事実を重ねれば、理論的問題が解決されるものではない。しかし、民法学に携わる者の視座として、消極的ではなく、より積極的に「死後事務委任契約」を活用するということが、超高齢社会の多様なニーズに対応するものであるということ、公的団体である福岡市社協の取り組みは提供してくれているということには大いに留意すべき点である。

「死後事務委任契約」は、決して「遺言制度」を没却するものではなく、共存することが可能な制度なのであり、両制度をより有機的に結合させて、活用を図ることにより、わが国における「故人の生前意思実現法理」はさらに発展していくものと信じたい。

(たにぐち さとし・高崎経済大学経済学部教授)

- (1) 拙稿「公的団体における死後事務委任契約の活用－足立区社会福祉協議会の取組みの検討」地域政策研究22巻1号13頁。
- (2) 拙稿「故人の生前意思実現法理としての死後事務委任」高崎経済大学論集59巻2・3・4号(2017年)17頁、同「死後事務委任に関する判例の検討」産業研究52巻2号(2017年)16頁、同「委任者死亡後の委任契約の効力とその法益の保護」高崎経済大学論集56巻4号(2014年)45頁、同「委任者死亡後の委任契約の効力」高崎経済大学論集52巻2号(2009年)高崎経済大学論集52巻2号15頁など。
- (3) 谷口聡「死後事務委任契約に関する一考察」九州法学会第122回学術大会(2017年6月25日)個別報告
- (4) 「ずーっとあんしん安らか事業」パンフレット
www.fukuoka-shakyo.or.jp/work_service/download/anshin_yasuraka.pdf
(最終閲覧日2019年7月28日)

【謝辞】 本稿作成にあたりご多用の中ヒアリング調査に多大なご協力を賜った福岡市社会福祉協議会終活支援センター所長の栗田将行氏に心から謝意を表したい。